

○菊川市子ども・子育て会議条例

平成26年 3 月 6 日
条例第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、菊川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 菊川市こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更その他のこども施策（基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 高校生又は大学生
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者

に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、子ども・子育て支援又はこども施策に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日条例第26号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月2日条例第21号)

この条例は、令和2年9月10日から施行する。

附 則 (令和5年8月8日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年6月10日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。